プロジェクト　**排出量取引制度に係る会計上の取扱い**

項目　**制度対象事業者の排出枠及び負債の会計処理（再整理）**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づく排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）における制度対象事業者の排出枠及び負債の会計処理の考え方に関する ASBJ 事務局の再整理について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 174 回実務対応専門委員会（2025 年 12 月 23 日開催）（以下合わせて「第 566 回企業会計基準委員会等」という。）では、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理の検討にあたっては、制度対象事業者が事業投資として排出枠[1]を保有することを前提とする考え方をお示しした。

3. また、第 569 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 3 日開催）及び第 175 回実務対応専門委員会（2026 年 2 月 2 日開催）（以下合わせて「第 569 回企業会計基準委員会等」という。）では、制度対象事業者の届出に基づき国から無償で割り当てられた排出枠（以下「無償割当の排出枠」という。）は、市場取引等を通じて購入した排出枠（以下「購入した排出枠」という。）と同様に会計上の資産に該当する可能性があると考えられるものの、割当時に制度対象事業者の資産として計上すべきかどうかについては次の異なる考え方があることをお示しし、事務局提案を（案 1）とした。

（案 1）無償割当の排出枠は、制度対象事業者の排出枠の保有義務と一体として付与されるものであることから、資産を認識しない。

（案 2）無償割当の排出枠は、市場取引での売却により換金可能であることから資産を認識するものの、無償で取得しているため、取得原価であるゼロで測定する。

[1] 本資料において「排出枠」とは、GX 推進法に基づく排出量取引制度の脱炭素成長型投資事業者排出枠（GX 推進法第 32 条第 1 項）を指すものとする。

4. さらに、第 569 回企業会計基準委員会等では、前項のいずれの考え方をとるかによって、その後の会計処理が異なり得ることについてお示しした。

5. 第 569 回企業会計基準委員会等では多様な意見が聞かれたため、その後、ASBJ 事務局で GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の排出枠及び負債の会計処理の考え方について再整理を行った。本資料では、ASBJ 事務局の再整理についてご意見を伺いたい。

III. GX 推進法に基づく排出量取引制度及び制度対象事業者が保有する排出枠の性質についての再整理

GX 推進法に基づく排出量取引制度のスキームの理解

6. GX 推進法に基づく排出量取引制度では、事業活動に伴う二酸化炭素の直接排出量が前年度までの 3 年度平均で 10 万トン以上の事業者が制度対象事業者とされる。制度対象事業者は、国により一定の基準の下、排出目標量に基づく排出枠が無償で割り当てられ、毎年度、排出実績量と同量の排出枠を法令で定められた日（償却日）に保有することが義務付けられている（制度対象事業者の保有義務）。また、制度対象事業者は、償却日に排出実績量と同量の排出枠を保有していなかった場合、未償却相当負担金（排出枠の不足量×排出枠の参考上限取引価格×1.1 として計算される。）を納付することが義務付けられている（制度対象事業者の納付義務）。

7. 制度対象事業者は前項の保有義務を充足するために、国から無償で排出目標量に基づく排出枠が割り当てられるほか、市場又は第三者からの購入により排出枠を取得することが可能であり、制度対象事業者の排出枠には次のような特徴がある。

   (1) 法令上、使用期限がなく、GX 推進法上の保有義務を充足するための手段として使用することができる。

   (2) 法令上、譲渡制限がなく、保有義務を充足する前であっても市場で売却又は第三者へ譲渡することができる。

8. 前項に関連して、「GX 実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書」（GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会、令和 6 年 12

月 18 日公表）では、排出量取引制度の排出枠は、財産権としての性質を認めることは可能であると考えられる旨の整理がなされている[2]。

制度の理解に基づいた排出枠及び負債の会計処理の考え方に関する再整理

9. 第 569 回企業会計基準委員会等における審議以降、ASBJ 事務局は GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の排出枠及び負債の会計処理の考え方について検討を行い、次の 3 つのアプローチに再整理した（黄色ハイライトはアプローチ A とアプローチ B-1 との相違点を示し、青色ハイライトはアプローチ B-1 とアプローチ B-2 との相違点を示している。）。

[2] 「GX 実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書」（GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会、令和 6 年 12 月 18 日公表）の「第 4 民事法上の論点 2 排出枠の民事法上の性質 (3) 排出枠に係る実体的な権利の民事法上の性質」において「排出枠は、排出量取引制度のもとで、その保有者のみが償却等による利益を排他的に享受することが可能であるという利益享受可能性、排出枠を第三者に移転することにより移転を受けた第三者が同様の利益を享受できるようになるという処分可能性のいずれも肯定することが可能と考えられ、財産権としての性質を認めることは可能であると考えられる。」とされている。

	アプローチA	アプローチB-1	アプローチB-2
適用する会計処理の枠組み	● 無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金）・偶発資産	● 無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金） ● 国からの排出枠の取得 ● 無償割当の排出枠の償却義務	● 無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金） ● 政府補助金 ● 無償割当の排出枠の償却義務
排出目標の達成に係る損益	● 排出量が無償割当の排出枠の量を下回ることが確実な時点で利益に計上する ● 排出量が無償割当の排出枠の量を上回る可能性が高い時点で費用に計上する		
無償割当の排出枠	● 権利と義務を組み合わせて取り扱い、資産に計上しない	● 権利と義務を別々に取り扱い、資産と負債を計上する ● 当初計上時はゼロで測定する	● 権利と義務を別々に取り扱い、資産と負債を計上する ● 当初計上時は時価で評価し、期末ごとの時価による再測定はしない
	● 売却時に損益を計上しない		
購入した排出枠	● 排出量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えた費用の前払い ● 減損処理をしない	● 排出量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えた資産の取得 ● 減損処理をしない	
	● 売却時に損益を計上しない		

10. 次項以降では、各アプローチに関する考え方を説明する。

（アプローチA）

11. アプローチAは、第569回企業会計基準委員会等においてお示しした（案1）を再整理したものである。これは、第569回企業会計基準委員会等において聞かれた次の意見を踏まえて再整理したものである。

(1) 排出枠を独立した資産として認識することを与件とすれば（案１）と（案2）を議論すること自体は合理的と考えるが、排出枠がネッティングした差分のベンチマークとしてしか機能していないと考えると、本当に独立した資産として認識することでよいのか疑問がある。また、投機的な売買が想定されないのであれば、費用の議論であると捉えて、排出枠を取得した時点で即時費用化して、余剰の排出枠はコストが想定よりも減少したことを意味するため費用の減額で処理するということも考えられるのではないか。

(2) 無償割当の排出枠を義務の履行に用いることを想定した考え方と理解しているが、この考え方に基づけば、排出実績量が無償割当の排出枠の量を超過するまでは経済的資源の流出が生じず、無償割当の排出枠は資産の定義を満たさないという考え方もあると考える。

適用する会計処理の枠組み及び排出目標の達成に係る損益

12. 本資料第 6 項に記載のとおり、GX 推進法に基づく排出量取引制度では、毎年度、排出実績量と同量の排出枠を法令で定められた日（償却日）に保有する（制度対象事業者の保有義務）、又は、償却日に排出実績量と同量の排出枠を保有していなかった場合には、未償却相当負担金（排出枠の不足量×排出枠の参考上限取引価格×1.1 として計算される）を納付することが義務付けられている（制度対象事業者の納付義務）。

13. この点、未償却相当負担金の算定方法は不足する排出枠の調達額よりも多額になるように定められているため、制度対象事業者にとっては未償却相当負担金を支払って納付義務を充足するよりも、市場等で不足する排出枠を調達して保有義務を充足する方が経済合理性があると考えられる。このため、これ以降は、制度対象事業者の保有義務に絞って検討を進めることとする。

14. ここで、国から排出目標量に基づいて排出枠が割り当てられることを踏まえると、排出目標を達成できず、排出量が無償割当の排出枠を上回る場合には、市場又は第三者からの排出枠の購入が必要となり経済的便益が流出することが求められると考えられる。この点を会計の観点から考えると、割当年度の開始時点から偶発債務が生じており、排出量が無償割当の排出枠を上回る可能性が高いなどの一定の要件を満たした時点で引当金を計上し、費用を計上すると整理することが考えられる。

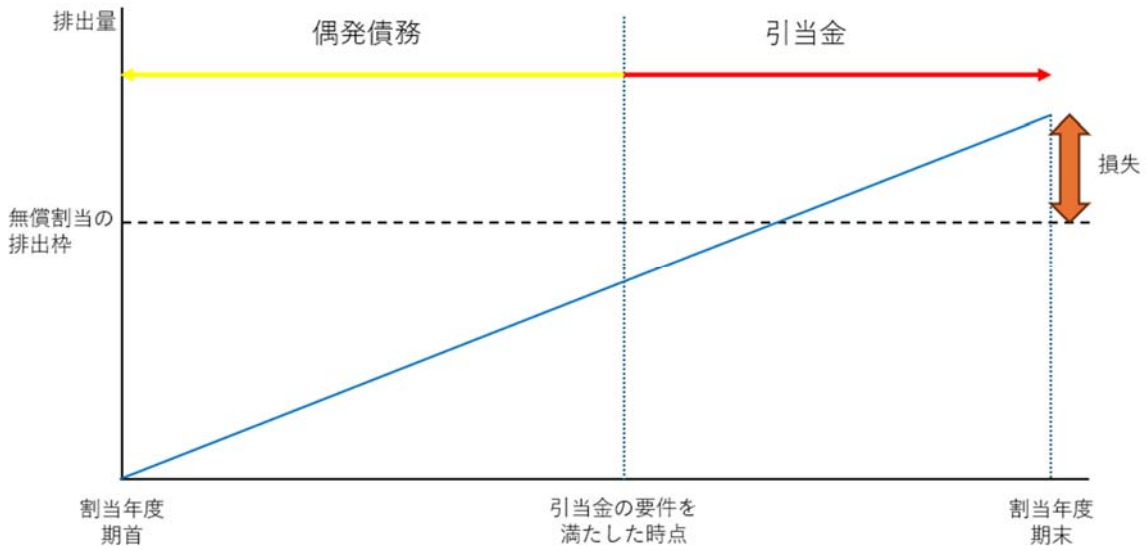

15. 一方、排出目標を達成し、排出量が無償割当の排出枠を下回る場合には、償却時に国から割り当てられた排出枠について余剰が生じることになる。この余剰分については義務から解放されていることから、制度対象事業者が制限なく使用することできることになるため、割当年度の排出目標を達成した成果を表すものとして利益を計上することが考えられる。利益の計上時点としては、排出量が無償割当の排出枠を下回ることが確実になった時点とすることが考えられる。これは、割当年度の開始時点から偶発資産が生じており、排出量が無償割当の排出枠を下回ることが確実になった時点で資産を計上すると整理することができると考えられる。

なお、確実になった時点に関しては、通知日と償却日のいずれかが考えられるが、どちらを採用するかについては今後検討を行うこととする。

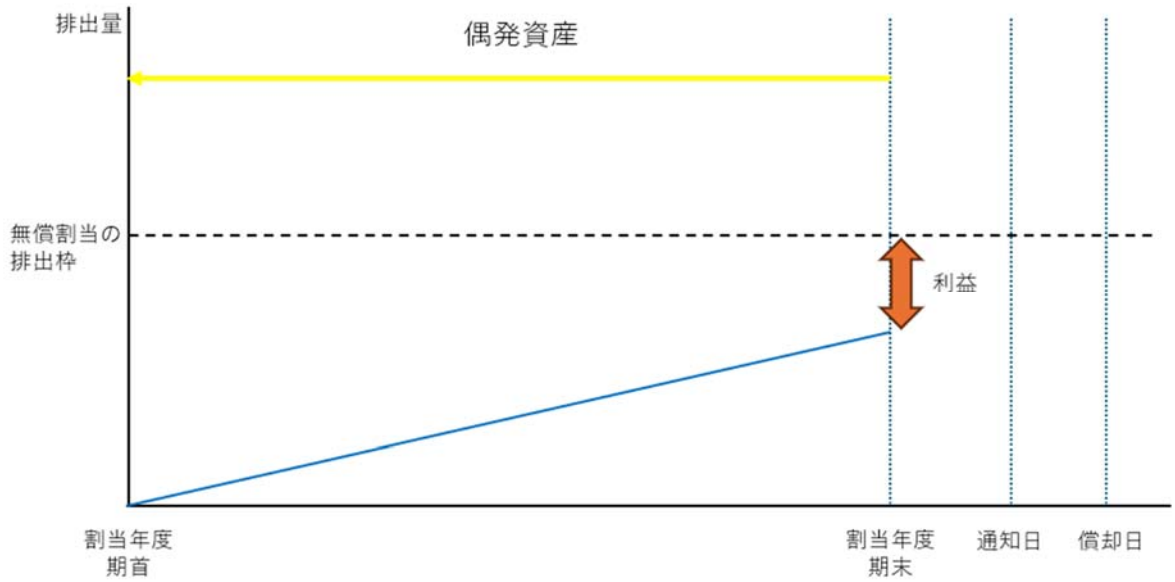

16. 上述の検討を踏まえると、排出量が無償割当の排出枠を下回る場合には割当年度の排出目標を達成した成果を表すものとして利益を計上し、排出量が無償割当の排出枠を上回る場合には排出目標を達成できなかったという成果を表すものとして損失を計上することが考えられる。これらの成果は割当年度ごとに確定し、不可逆になっていると考えられる。

17. なお、本資料第 14 項の排出量が国から割り当てられる排出枠を上回る場合については「可能性が高い」とする一方、本資料第 15 項の排出量が国から割り当てられる排出枠を下回る場合については「確実」としているのは、一般的に、負債及び費用の計上はより早めの時点で行うのに対して、資産及び利益を計上するのはより確実な時点で行うものであるためである。

無償割当の排出枠

18. 以下では、無償割当の排出枠について、(1)資産及び負債の計上及び(2)無償割当の排出枠の売却について分析を行う。

（資産及び負債の計上）

19. GX 推進法に基づく排出量取引制度では、国から排出目標量に基づく排出枠が割り当てられるとともに、排出実績量と同量の排出枠を保有することが義務付けられている。この点は、無償割当の排出枠という権利と排出実績に基づいて排出枠を償却する義務が同時に生じていると考えられる。

20. アプローチ A において権利と義務を組み合わせて検討すると、無償割当の排出枠については、市場で売却することにより経済的便益の流入を得ることができるものの、排出量が無償割当の排出枠を下回らない限り市場又は第三者から排出枠を購入する必要があるため、経済的便益を支配しているとは言えないと考えられる。このため、アプローチ A では、無償割当の排出枠については資産に計上しないという整理になると考えられる。この場合、同時に負債も計上しないこととなると考えられる。

（無償割当の排出枠の売却）

21. 無償割当の排出枠の売却に関して、アプローチ A では国から割り当てられた排出枠について資産に計上しないため、資産の売却損益を計上することにはならないと考えられる。ここで、経済的実質の観点から検討すると、排出枠を担保とした資金取引とみなすことができると考えられる。このため、売却時には損益を計上せず、売却による入金額全額を預り金などの負債に計上することが考えられる。

購入した排出枠

22. GX 推進法に基づく排出量取引制度において、制度対象事業者は、事業活動に伴って一定量以上の二酸化炭素を直接排出していることから、当該制度に参加している。このため、専ら排出枠の市場価格の変動により利益を獲得することを目的として参加したものではなく、規制に従って制度に参加していると考えられる。

23. このため、制度対象事業者が市場又は第三者から排出枠を購入する主な目的は、排出枠の売買による利益の獲得ではなく、排出量が無償割当の排出枠を上回る場合に備えることであると考えられる。例えば、将来的に排出枠の市場価格が上昇すると見込んでいる場合には、直近では必要がないとしても、将来的に排出目標を達成できない場合に備えて市場価格が低いうちに排出枠を購入しておくケースがあり得ると考えられる。

24. 前項に記載した目的を踏まえると、制度対象事業者にとって排出枠の購入は、性質的には費用の支出とも考えられるが、本資料第 14 項に記載のとおり、排出量が無償割当の排出枠を上回る場合に関する費用の計上は現金ベースではなく引当金の計上時に行うため、将来の費用に備えた前払いと位置付けることが考えられる。

25. 次に購入した排出枠の売却について検討すると、前項のとおり排出枠の購入は将来の費用に備えた前払いと考えると、購入した排出枠の売却は、購入した排出枠に関する数量又は単価を調整するためのものと考えられる。このため、購入した排出枠の売却については、売却損益を計上せず、前払いの調整とすることが考えられる。

26. 例えば、排出量が無償割当の排出枠を上回ることが予想されたため、202X 年 Y 月に 100 トンを@8 で購入したが、市場価格が上昇しており、かつ、排出実績が予想を下回るように見直したため、202X 年 Z 月に 30 トンを@9 で売却することが考えられる。売却により、まず購入した排出枠の残高は 560（70 トン×@8）となるが、売却差額 30（30 トン×（@9-@8））について売却損益を計上せず前払いの調整とするため、購入した排出枠の残高は 530（560-30）となる。したがって、この場合には、購入した排出枠の単価が売却差額によって下がることとなる。

27. さらに、一般的に事業投資として取得原価を基礎とした測定とする場合、事後的に市場価額の下落を反映する帳簿価額の切下げ（いわゆる減損処理）を行うことになるが、アプローチ A では将来の費用に備えた前払いと位置付けていることから、費用の前払いについて減損処理することはないと考えられる。また、市場価額よりも高く購入した場合については、引当金の単価に反映させることにより、その事実を会計上反映することができると考えられる。このため、購入した排出枠について減損処理は不要と考えられる。

（アプローチ B-1）

28. アプローチ B-1 は、第 569 回企業会計基準委員会等においてお示しした（案 2）を再整理したものである。

適用する会計処理の枠組み及び無償割当の排出枠

29. アプローチ B-1 では、排出量が無償割当の排出枠を上回る場合について無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金）を適用する点に関しては、アプローチ A と同じである。一方、無償割当の排出枠と無償割当の排出枠を償却する義務に関する考え方がアプローチ A と異なり、アプローチ B-1 では権利と義務を別々のものとして取り扱う。

（資産及び負債の計上）

30. 権利と義務を別々のものとして取り扱う場合、まず無償割当の排出枠については、国から排出枠を取得する取引と位置付けられる。ここで、無償割当の排出枠は、市場で売却することが可能であることから経済的便益の流入を得ることができ、又は排出実績に基づく制度対象事業者の納付義務に充当することができることから、一般的な資産の定義及び認識要件を満たすと考えられるため、取得時点で資産に計上することが考えられる。

31. この点、アプローチ A とアプローチ B-1 で排出量が無償割当の排出枠を下回ることが確実になった時点で利益を計上することについて相違はないものの、その考え方は異なると考えられる。

(1) アプローチ A では、排出量が無償割当の排出枠を下回ることが確実になるまでは偶発資産として取り扱い、排出量が無償割当の排出枠を下回ることが確実になった時点で資産計上し利益を計上する。

(2) アプローチ B-1 では排出量が無償割当の排出枠を下回ることが確実になるまでの期間についても資産計上されているため、排出量が無償割当の排出枠を下回ることが確実になった時点で資産の再測定を行い、利益を計上する。

32. 次に、無償割当の排出枠を償却する義務に関しては、排出実績に基づく制度対象事業者の納付義務を果たす際に無償割当の排出枠という経済的便益が流出すると考えられることから、一般的な負債の定義及び認識要件を満たすと考えられるため、負債に計上することが考えられる。

（資産及び負債の測定）

33. 制度対象事業者は専ら第三者に販売する目的で GX 推進法に基づく排出量取引制度に参加

しているのではなく、制度の対象に指定されていることから参加している。このため、制度対象事業者は金融投資としてではなく、事業投資として排出枠を保有していると考えられる。この場合、資産については、取得原価を基礎とした会計処理を行うことが考えられる。

34. アプローチ B-1 では、資産の取得原価として、対価の支出に着目する。この場合、国から無償で割り当てられることから支出はゼロであり、当初計上時の取得価額はゼロとされる。また、前項のとおり、無償割当の排出枠の事業投資であることから、事後的に時価の変動に基づく再測定を行わないことが考えられる。

35. また、負債の測定については、当初計上時に利得を計上することは適切でないと考えられることから、資産の取得原価と同額（すなわち、ゼロ）で測定することが考えられる。

購入した排出枠

36. アプローチ B-1 においても、制度対象事業者が市場又は第三者から排出枠を購入する主な目的は、排出枠の売買による利益の獲得ではなく、排出量が無償割当の排出枠を上回る場合に備えることであると考えられる点はアプローチ A と同様である。

37. アプローチ A とアプローチ B-1 の違いとしては、排出枠の購入について、アプローチ A では排出量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えた費用の前払いと位置付けているのに対して、アプローチ B-1 では無償割当の排出枠について資産計上している点との整合性から、排出量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えた資産の取得と位置付けるになると考えられる。

38. また、事後的に市場価額の下落を反映する帳簿価額の切下げ（いわゆる減損処理）については、アプローチ A と同様に、引当金の単価に反映させることによって、市場価額よりも高く購入した事実を会計上反映することができると考えられるため、購入した排出枠について減損処理は不要と考えられる。

39. なお、購入した排出枠の売却に関する考え方については、アプローチ A とアプローチ B-1 とで相違点はないと考えられる。

（アプローチ B-2）

40. アプローチ B-2 は、アプローチ B-1 について無償割当の排出枠に関する考え方を変更したものである。

適用する会計処理の枠組み及び無償割当の排出枠

41. 無償割当の排出枠について、アプローチ B-1 では国から排出枠を取得する取引と位置付けているが、アプローチ B-2 では政府補助金の考え方を適用している。

42. 一般的に政府補助金の受領に関して、貨幣性資産で受け取った場合にはその貨幣性資産の金額で資産及び利益を計上し、非貨幣性資産で受け取った場合にはその非貨幣性資産の時価で資産及び利益を計上する。

43. 前項の考え方を無償割当の排出枠に適用した場合には、当初計上時はその時点の時価で測定することになると考えられる。この場合でも、アプローチ B-1 と同じように当初計上時に利得を計上することは適切でないと考えられることから、無償割当の排出枠の償却義務に係る負債の測定を資産の取得原価と同額で測定することによって利益と同額の費用を認識することが考えられる。

今後の検討の進め方

44. 本委員会においては、上述の各アプローチについてご意見を伺いたい。

45. また、本資料では次の項目に関する再整理を含めていないため、今後の委員会においてお示しさせて頂くことを予定している。

(1) 引当金の会計処理

(2) 通知日における会計処理

(3) 償却日における会計処理

ディスカッション･ポイント
本資料第 6 項から前項までに記載した ASBJ 事務局の再整理について、ご意見を伺いたい。

以　上